

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

平成30年7月はPCB適正処理推進月間です。

静岡県を含めた東海4県における高濃度PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物のうち「安定器などの小型機器、感圧複写紙、ウエス等の汚染物」については、平成33年3月31日の法定処理期限まで残り1,000日を切りました。

## 【静岡県・静岡市が推進月間に実施する主な内容】

- (1) 高濃度PCB廃棄物等を保有している可能性の高い事業者等への現地調査による保管状況の確認、早期処分  
の指導等。
- (2) 昭和32年1月から昭和52年3月までに建築・改修された  
事業用建物(店舗・事務所・倉庫・共同住宅等)の所有者  
への一斉アンケート調査。

高濃度PCB廃棄物の処分完了までに必要な期間は、書類申請から最低でも6ヶ月程度必要です。  
使用済PCB含有機器が倉庫等で放置された事例があります。今一度対象機器の有無をご確認下さい。

トランス・コンデンサ等、絶縁油中のPCB濃度分析についてのお問い合わせは下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨

環境分析課 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

## 【PCB廃棄物の分類】

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類され、高濃度PCB廃棄物はPCB濃度が5,000mg/kgを超えるものになります。

高圧変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社JESCOで処理を行ない、低濃度PCB廃棄物については、環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。

区 分		処理施設
高濃度PCB廃棄物 (PCB濃度5,000mg/kgを超える)	トランス・コンデンサ類・廃PCB油	JESCO豊田事業所 (平成34年3月31日まで)
	安定器などの小型機器、感圧複写紙、ウエス等の汚染物	JESCO北九州事業所 (平成33年3月31日まで)
低濃度PCB廃棄物 (PCB濃度0.5mg/kgを超え、5,000mg/kg以下)	PCB濃度が数十mg/kg程度の微量PCB汚染電気機器等(非意図的にPCBが混入したトランス・コンデンサ等の重電機器及びOFケーブル等)	環境大臣による無害化処理施設、又は都道府県知事等の許可施設 (平成39年3月31日まで)

PCB汚染物には、「PCBが付着したもの」等が定められていますが付着の程度について、判定する基準がないため、「PCBが付着したおそれがあるもの」はすべてPCB汚染物となります。

但し、廃重電機器等(変圧器等の重電機器及びOFケーブル)について、機器毎に測定した当該廃重電等に封入された絶縁油中のPCB濃度が処理の目標基準である0.5mg/kg以下であるときは当該廃重電機器等に該当しません。(平成16年2月17日付環境省通知)

